

別紙

諮問第1696号

答 申

1 審査会の結論

- (1) 本件開示請求却下決定は、妥当である。
- (2) 本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日付けで懲戒処分（〇〇）を受けた小学校（区部）教諭（〇〇）について、（1）都教委での検討・報告等（2）当該教員への通知等（3）区教委・学校との報告・通知・申請・回答等（4）報道機関、都民等からの本件事案に対する照会に対する応答記録等（5）記者会見関係資料・公表資料・報道記録等（6）その他関連する公文書（いずれも起案からの経過が分かるもの）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和5年1月10日付けで行った別表1に掲げる本件開示請求却下決定並びに別表2に掲げる本件一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件開示請求却下決定を行うとともに、別表2に掲げる本件対象公文書1から9までを特定し、本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年3月14日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年5月17日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月28日（第242回第一部会）から令和6年9月11日（第250回第一部会）まで、9回の審議を

行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求に係る事務等について

(ア) 教職員の服務事故に係る事務の流れについて

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長が状況報告書を作成する。都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて東京都教育委員会へ報告を行い、区市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が任命権者へ報告する必要があると判断したもののについて、都立学校に準じて報告を行うこととなっている。

実施機関は、任命権者としての事故事実確認のため、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、監督者、被害者及び関係者から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

(イ) 懲戒処分に係る事案の公表について

懲戒処分に係る事案の公表については、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」（平成12年12月26日付け）に基づき、事案を公表することとしており、原則として、懲戒免職の場合は、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を、その他の懲戒処分の場合は、校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表している。なお、被処分者の氏名等を公表することにより被害者等が特定される可能性がある事案については、被害者等の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととされている。

(ウ) 体罰関連行為のガイドラインにおける「不適切な行為」について

実施機関は、平成 25 年に「部活動指導等の在り方検討委員会」を設置し、体罰が起る原因・背景等を検討して「体罰根絶に向けた総合的な対策」を取りまとめた。この中で体罰の定義及び体罰関連行為のガイドラインが定められており、不適切な指導、暴言等、行き過ぎた指導からなる「不適切な行為」については、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものであるとしている。

(エ) 実施機関における報道関係者に対する説明等の記録について

実施機関においては、報道発表した際に報道機関から受けた取材への対応を記録するため「教育庁取材データベース」を整備し、取材年度、件名、取材日時、部課名、対応者名、取材者名、取材内容等を記録している。

イ 本件開示請求却下決定について

実施機関（人事部職員課）は、開示請求内容「（５）記者会見関係資料・公表資料・報道記録等」に対し、懲戒処分に係る「公表資料」は、実施機関のホームページに掲載し、公にしているとの理由から、条例 18 条 2 項の規定に基づき、別表 1 に掲げる本件開示請求却下決定を行った。また、開示請求却下通知書の備考欄にて「記者会見資料、報道記録等については作成・保存していないため、存在しません。」と記載した。

以下、本件開示請求却下決定の妥当性について検討する。

審査会が見分したところ、実施機関が却下した「公表資料」は、懲戒処分に係る報道発表資料であり、実施機関のホームページに公表されていたことが確認された。条例 18 条 2 項は、インターネットによる公表情報等と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとするとして規定していることから、実施機関が行った本件開示請求却下決定に不合理な点はなく、妥当である。一方、本件開示請求却下決定通知書の中で「公表資料」が掲載されているホームページを閲覧するためのアドレス情報の記載がなされていないが、条例 18 条 2 項では「インターネットによる公表情報等を閲覧するために必要となる情報を提供するものとする。」と規定しており、記載がなかったことは適切さを欠くものである。

次に、実施機関が開示請求却下通知書の備考欄に「記者会見関係資料、報道記録等」

が存在しない旨を記載した経緯について、審査会は事務局を通じて確認を行った。実施機関の説明によると、開示請求内容「(5) 記者会見関係資料、公表資料、報道記録等」に対する決定として、実施機関(総務部広報統計課)が「○教総広第○○号【報道発表】教職員の服務事故について(○月○日発令)」を特定し、開示決定(本件審査請求対象外)を行うとともに、実施機関(人事部職員課)では、「公表資料」の却下決定を行い、「記者会見関係資料、報道記録等」は存在しない旨を決定通知書の備考欄に記載したとのことである。

この点、備考欄への記載をもって文書が存在しない旨の決定を行ったかのような疑念や混乱を招くおそれがあったことについては適切とはいえず、請求内容に対応する文書が存在しない場合には備考欄に記載するのではなく、別途非開示決定を行うべきであった。

今後、実施機関においては条例 18 条 2 項の規定に基づき、インターネットによる公表情報等を閲覧するために必要となる情報を提供すべきこと、また、決定通知書の備考欄にて決定内容と誤認されるような記載を行うことがないようにすべきであることを付言する。

ウ 本件非開示情報 1 から 14 までの非開示妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対応するものとして別表 2 に掲げる本件対象公文書 1 から 9 までを特定し、同表に掲げる本件非開示情報 1 から 14 までを非開示とする本件一部開示決定を行った。

以下、本件非開示情報 1 から 14 までの非開示妥当性について検討する。

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件対象公文書 1 は、前記ア(ウ)で述べた体罰関連行為のうち不適切な行為(不適切な指導)を行った事故者に対する懲戒処分量定を決定する際の起案文書及びその際回付された事故の概要、処分説明書案といった関係資料である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 には、事故者の氏名、事故者が所属する学校名、区名、監督者の氏名及び職名並びに体罰関連行為事故の発生に係る報告、連絡、相談等を行った区教育委員会及び実施機関の職員(以下「担当職員」という。)の氏名及び職名や服務事故に係る概要、認定した事実、処分の理由等、服務事故に係る詳細な状況等が記載されている。

- a これらのうち、事故者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当する。そして、本件非開示情報1は、本件服務事故の発生状況を記載したものであるから、含まれる情報は職務遂行情報に該当する。もっとも、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日付11政都情第366号）第7条第2号関係（個人情報）によると、職務遂行情報に含まれる公務員等の氏名については、同号ただし書ではなく、同号ただし書イ該当性を判断することになる。教職員の氏名は教職員名簿に掲載されるなど慣行として公にされるものではあるが、実施機関の説明によると、本件服務事故に係る処分等に伴い事故者の氏名を公表した事実はないとのことであるから、同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しない。
- b 次に、事故者が所属する学校名、区名、監督者の氏名及び職名並びに担当職員の氏名及び職名に係る情報は、事故者が所属する学校名が明らかになる情報であると認められるところ、実施機関は、学校名が明らかになると、他の情報と照合することにより、事故者又は被害者を識別することができることとなるため、当該情報を非開示としたと説明する。この点について、審査会が事務局職員をして実施機関に更に説明を求めさせたところ、各学校が作成する学校要覧には教職員の氏名のほか、職名や着任時期等が記載されているが、この学校要覧は一定期間を経過するまでの間は都の図書館等において一般人の閲覧に供されており、他方で、本件一部開示決定により事故者の職名、性別、年齢等が開示されていることから、教職員数や児童生徒数が少ない学校においては、学校名が明らかになると、当該学校の学校要覧に掲載されている情報と開示されている情報等とを照合することにより、事故者又は被害者が識別されるおそれがある旨、また、たとえ在籍者数が多い学校であっても、該当者が少ない職名である場合や異動があった場合には、学校名が明らかになることにより、当該事故者が識別され、ひいては被害者の特定につながるおそれがある旨の説明があった。

以上の実施機関の説明を踏まえて検討するに、本件非開示情報1のうち、事故者が所属する学校名、区名については、これを公にすることにより、特定の学校において体罰関連行為が発生したことが直ちに判明する性質の情報ではあるが、教職員数や児童生徒数が多い学校であり、また、該当者が少ない職名でもないこ

とから、事故者又は被害者を識別することができるものとは認められず、また、体罰関連行為の発生が明らかになったからといって、当該学校の関係者等の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないので、条例7条2号本文に該当しない。

さらに、監督者の氏名及び職名並びに担当職員の氏名及び職名については、特定の個人を識別することができる情報であるから、同号本文前段に該当するが、上記のとおり学校名、区名が非開示情報に該当しないこと及び事故の発生に係る報告、連絡、相談等が職務の遂行に係る情報であることを踏まえると、同号ただし書イ又はハに該当するものと認められる。

c a及びb以外の服務事故に係る概要、認定した事実、処分の理由等、服務事故に係る詳細な状況等が分かる部分については、事故者又は被害者を識別することができるものと認められ、条例7条2号本文に該当し、前述のとおり事故者の氏名が公表されていないことを踏まえると、同号ただし書のいずれにも該当しない。

d a, b及びcのうち、事故発生時の事務手続やその実施状況等、単に所定の手続を行った事実が記載されているにすぎない部分については、当該部分を公にしたとしても、人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例7条6号に該当しない。しかし、その他の部分は事故者及び関係者からの報告や事情聴取等の内容であり、公にすることにより、事故者等が発言や説明を躊躇することで適切な情報収集が困難になり、今後の人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する。

e 以上のことから、本件非開示情報1のうち、別表3に掲げる部分については、条例7条2号及び6号に該当しないことから開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2及び3について

本件対象公文書2は、本件対象公文書1に添付された区教育委員会から実施機関に対する服務事故の報告であり、本件非開示情報2には、事故者が所属する区教育委員会の文書記号、発信者名、発生場所、当事者の氏名等が、本件非開示情報3には、当該服務事故発生の状況、学校及び区教育委員会の対応措置・見解、添付資料

に関する詳細状況等が記載されている。これらの情報は、前記（ア）と同様に判断すると、別表3に掲げる部分を除き、本件非開示情報2は条例7条2号に、本件非開示情報3は条例7条2号及び6号に該当し、それぞれ非開示が妥当である。

なお、本件対象公文書2上では「1 事故の種類」欄、「2 発生日時」欄も非開示とされ、これらは本件非開示情報2に相当すると認められるが、一部開示決定通知書別紙2では「開示しない部分、開示しない理由及び根拠規定」の記載がなされていない。今後、実施機関は一部開示決定通知書において開示しない部分、開示しない理由及び根拠規定の記載漏れがないよう確認を十分に行うべきであることを付言する。

（ウ）本件非開示情報4について

本件対象公文書3は、本件対象公文書1に添付された、本件服務事故に伴い実施された事故者及び監督責任者に対する事情聴取書であり、このうち本件非開示情報4は事故者及び関係者の所属や氏名等の情報である。これらの情報は、前記（ア）で判断したとおり、別表3に掲げる部分を除き条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

（エ）本件非開示情報5について

本件非開示情報5は、本件対象公文書3に記載された事故者及び関係者からの聴取内容である。これらの情報は、前記（ア）と同様に判断すると、条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

（オ）本件非開示情報6について

本件対象公文書4は、本件対象公文書1に添付された区教育委員会から実施機関への内申であり、本件非開示情報6には事故者及び関係者の所属や氏名等が記載されている。これらの情報は、前記（ア）で判断したとおり、別表3に掲げる部分を除き条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

なお、一部開示決定通知書では本件非開示情報6を開示しない理由として、「服務事故に係る詳細な状況等」である旨が記載されている。しかし、本件対象公文書4には服務事故に係る詳細な状況等の記載はなく、本件非開示情報6を開示しない理

由に当たるものとは認められないため、今後、実施機関は一部開示決定通知書において開示しない理由の記載誤りがないよう確認を十分に行うべきであることを付言する。

(カ) 本件非開示情報 7 について

本件対象公文書 5 は、実施機関から事故者に対し交付した懲戒処分に係る発令通知書の写しであり、本件非開示情報 7 は、事故者の氏名、所属及び事故者に対する発令内容欄で個人に関する情報が記載された部分である。これらの情報は、前記(ア)で判断したとおり、別表 3 に掲げる部分を除き条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報 8 について

本件対象公文書 6 は、実施機関から区教育委員会に対し事故者の処分を通知した際の起案文書であり、本件非開示情報 8 は、事故者の氏名、所属、事故者に対する発令内容欄のうち個人に関する情報及び服務事故の詳細が記載された部分である。これらの情報は、前記(ア)で判断したとおり、別表 3 に掲げる部分を除き条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報 9、10 及び 11 について

本件対象公文書 7 は、本件服務事故に係る取材内容が教育庁取材データベースに記載されたものである。審査会が見分したところ、本件非開示情報 9 には取材者の個人名が記載されている。当該情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、本件非開示情報 10 には本件服務事故に係る状況等の説明と各報道機関別の取材時のやり取りが記載されている。これを公にすることになれば、各報道機関がどのような取材を行って、情報を収集しているかといった取材ノウハウに関する情報が明らかとなり、各報道機関の取材活動における競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。さらに、本件非開示情報 11 は本件対象公文書 7 の下段に印字された UR

Lに係る情報であり、当該情報は、一般に公にしていない内部ネットワークのURL情報であって、これを公にすることにより、当該内部ネットワークへの不正なアクセスを招くなど犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められ、条例7条4号に該当する。

したがって、本件非開示情報9、10及び11はいずれも非開示が妥当である。

(ケ) 本件非開示情報12について

本件対象公文書8は、実施機関が事故者の処分量定の適否を教職員懲戒分限審査委員会に諮問し答申を得た際の文書であり、本件非開示情報12には事故者及び関係者の氏名、所属等が記載されている。これらの情報は、前記(ア)で判断したとおり、別表3に掲げる部分を除き条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(コ) 本件非開示情報13について

本件非開示情報13は、本件対象公文書8に記載された諮問及び答申段階での処分原案と結果の記載である。これらの情報を公にすることとなると、処分の決定に至る過程が明らかになり、今後の人事管理に係る事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(サ) 本件非開示情報14について

本件対象公文書9は、事故者の懲戒処分の決定について、東京都教育委員会定例会へ報告された際の議事録であり、本件非開示情報14は、議事録に記載された発言内容が分かる情報である。審査会が見分したところ、同情報には、事故者及び関係者の所属、氏名、服務事故に係る詳細な状況や、人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報及び処分量定の案が記載されている。これらの情報は、前記(ア)で判断したとおり、別表3に掲げる部分を除き条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件開示請求却下決定

本件対象公文書	却下の理由	備考欄の記載
記者会見関係資料・公表資料・報道記録等	東京都教育委員会では、令和〇年〇月〇日付けの懲戒処分についてその内容を東京都教育委員会ホームページに掲載し、公にしているため	記者会見資料、報道記録等については作成・保存していないため、存在しません。

別表2 本件一部開示決定

本件対象公文書	本件非開示情報	根拠規定
1 〇教人職第〇〇号 ■ ■■■公立学校教員に対する懲戒処分について	1 ・処分対象者に関する個人情報 ・服務事故の発生日時及び発生場所 ・関係者に関する個人情報 ・服務事故に係る概要、認定した事実、処分の理由等、確認した事故の発生の経緯及び事実 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・教育委員会及び学校の対応 (一般的な記述を除く。)	7条2号、6号
2 添付資料 教職員の服務事故について(報告)	2 ・文書記号 ・発信者名 ・「3 発生場所」欄 ・「4 当事者の氏名等」欄 (3及び4:東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報	7条2号

			と同等の内容を除く。)	
		3	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 発生の状況」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・「6 学校及び■■■■教育委員会の対応措置」欄 ・「7 ■■■■教育委員会の見解」欄 (6及び7一般的な記述を除く。) ・「8 添付資料」欄及び添付資料 	7条2号、 6号
3	<p>添付資料</p> <p>■■■■教諭■■■■</p> <p>の服務事故に関する事情聴取書</p> <p>■■■■教諭■■■■</p> <p>の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書</p> <p>■■■■教諭■■■■</p> <p>の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書</p>	4	<ul style="list-style-type: none"> ・件名 ・「3 被聴取者」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・「5 告知事項」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。) 	7条2号
		5	<ul style="list-style-type: none"> ・「6 聴取内容」欄 	7条2号、 6号
4	<p>添付資料</p> <p>■■■■公立学校■■</p> <p>■■教諭の処分について(内申)</p>	6	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号 ・発信者名 ・担当 ・「件名」及び「本文」欄 (一般的な内容を除く。) 	7条2号
5	令和○年○月○日付け 発令通知書	7	<ul style="list-style-type: none"> ・「氏名」欄 ・「所属」欄 	7条2号

			<ul style="list-style-type: none"> ・「発令内容」欄 <p>(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。)</p>	
6	○教人職第〇〇号教員 に対する処分について (通知)	8	<ul style="list-style-type: none"> ・処分対象者に関する個人情報 ・服務事故の発生日時及び発生場所 ・服務事故に係る概要、認定した事実、処分の理由等、確認した事故の発生の経緯及び事実 <p>(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</p>	7条2号
7	取材データベース記録	9	<ul style="list-style-type: none"> ・取材者に関する個人情報 	7条2号
		10	<ul style="list-style-type: none"> ・取材方法、報道予定及び内容 	7条3号
		11	<ul style="list-style-type: none"> ・システムのURL 	7条4号
8	○教人職第〇〇号教職員等に対する懲戒処分等の審査について(諮問)	12	<ul style="list-style-type: none"> ・「処分・措置対象者」欄 <p>(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事故の種類」欄 <p>(東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。)</p>	7条2号
	○教人職第〇〇号教職員等に対する懲戒処分等の審査について(諮問)		13	<ul style="list-style-type: none"> ・「処分・措置(事務局案)」欄 ・「結果」欄
	○懲分審第〇〇号教職員等に対する懲戒処分			

	等の審査について（答申）			
9	令和〇年第〇回東京都教育委員会定例会議事録	14	発言内容の一部	7条2号、6号

別表3 開示すべき部分

本件対象公文書		開示すべき部分	
1	○教人職第〇〇号 ■■■公立学校教員に対する懲戒処分について	本件非開示情報1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目「宛先」欄2行目 ・ 1枚目「件名」欄1行目1文字目から6文字目まで、2行目1文字目から15文字目まで、2行目23文字目から2行目末まで ・ 2枚目「1 処分対象者」欄1行目 ・ 2枚目「5 区市町村教育委員会の内申」欄12文字目から14文字目まで ・ 2枚目「7 資料」欄1行目4文字目から6文字目まで、3行目4文字目から6文字目まで ・ 3枚目「文書件名」2文字目から15文字目まで ・ 3枚目「発生場所」欄1文字目から8文字目まで ・ 3枚目「事故者所属職名」欄1行目 ・ 3枚目「事故の概要」欄1行目28文字目から35文字目まで、3行目4文字目から9文字目まで ・ 3枚目「(事実の認定)」欄2行目2文字目から9文字目まで ・ 4枚目「(区教育委員会及び学校の対応)」欄1行目1文字目から10文字目まで、1行目12文字目から19文字目まで、1行目23文字目から25文字目まで、2行目1文字目から3文字目まで、6行目7文字目から12文字目まで、10行目13文字目から10行目末まで、11行目3文字目から11行

			<p>目末まで、15 行目 12 文字目から 14 文字目まで、21 行目 23 文字目から 26 文字目まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 枚目「(区教育委員会及び学校の対応)」欄 1 行目 2 文字目から 5 文字目まで、4 行目から 6 行目の全て、7 行目 20 文字目から 23 文字目まで ・ 5 枚目「監督責任者処分措置(案)」欄 1 行目、3 行目 ・ 6 枚目「所属」欄全て ・ 6 枚目「処分の理由」欄 2 行目 22 文字目から 29 文字目まで、3 行目 34 文字目から 39 文字目まで
2	添付資料 教職員の服 務事故につ いて(報告)	本件非 開示情 報 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 枚目「文書記号・番号」 ・ 1 枚目「発信者名」 ・ 1 枚目「1 事故の種類」欄全て ・ 1 枚目「3 発生場所」欄 1 文字目から 8 文字目まで ・ 1 枚目「4 当事者・関係者の氏名等」欄のうち、「当事者」欄の 1 行目全て ・ 1 枚目「4 当事者・関係者の氏名等」欄のうち、「当事者」欄の 2 行目 3 文字目から 10 文字目まで、当事者欄の 3 行目全て ・ 1 枚目「4 当事者・関係者の氏名等」欄のうち、「関係者」欄の 12 行目から 14 行目まで
		本件非 開示情 報 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 枚目「5 発生の状況(1) 当事者・関係者からの事情聴取内容」欄のうち、「当事者」欄の 1 行目全て ・ 9 枚目「関係者」欄 12 行目全て、13 行目 1 文字目から 9 文字目まで ・ 10 枚目「関係者」欄 4 行目 6 文字目から 10 文字目まで、5 行目 4 文字目から 6 行目末まで ・ 11 枚目 16 行目 23 文字目から 30 文字目まで ・ 11 枚目 18 行目 3 文字目から 12 文字目まで ・ 11 枚目 26 行目 6 文字目から 8 文字目まで

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 枚目 27 行目 20 文字目から 27 文字目まで、31 文字目から 34 文字目まで ・ 11 枚目 28 行目 6 文字目から 8 文字目まで ・ 12 枚目 14 行目 13 文字目から 15 文字目まで ・ 12 枚目 16 行目 18 文字目から 21 文字目まで ・ 12 枚目 17 行目 32 文字目から 17 行目末まで ・ 14 枚目 1 行目 7 文字目から 5 行目末まで ・ 14 枚目 9 行目 33 文字目から 34 文字目まで、42 文字目から 43 文字目まで ・ 14 枚目 17 行目 17 文字目から 18 行目末まで ・ 14 枚目 19 行目 15 文字目から 20 行目末まで ・ 14 枚目 31 行目から 34 行目末まで ・ 14 枚目 42 行目 15 文字目から 45 行目末まで ・ 15 枚目 7 行目 2 文字目から 4 文字目まで ・ 15 枚目 8 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 15 枚目 14 行目 8 文字目から 23 文字目まで ・ 15 枚目 18 行目 24 文字目から 26 文字目まで ・ 15 枚目 24 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 15 枚目 27 行目 38 文字目から 41 文字目まで ・ 15 枚目 30 行目 4 文字目から 30 行目末まで ・ 15 枚目 31 行目 4 文字目から 31 行目末まで ・ 15 枚目 32 行目 4 文字目から 32 行目末まで ・ 16 枚目から 20 枚目までの文書件名
3	添付資料 ■■■■教 諭■■■■ の服務事故 に関する事 情聴取書	本件非 開示情 報 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「件名」欄 1 文字目から 14 文字目まで ・ 「3 被聴取者」欄において、事故者は 1 文字目から 14 文字目まで、監督者は全て ・ 「5 告知事項」欄において、事故者は 29 文字目から 31 文字目まで、監督者（校長）は 14 文字目から 16 文字目まで、監督者（副校長）は 14 文字目から 16 文字目、28 文字目から

	外2件		37文字目まで
4	添付資料■ ■■■公立 学校教諭の 処分について (内申)	本件非 開示情 報6	<ul style="list-style-type: none"> ・「文書記号・番号」 ・「発信者名」 ・「件名」欄1文字目から3文字目まで ・「本文」欄1行目1文字目から11文字目まで ・「担当」欄全て
5	令和○年○ 月○日付け 発令通知書	本件非 開示情 報7	<ul style="list-style-type: none"> ・「(所属)」欄1文字目から14文字目まで ・「(発令内容)」欄6行目から9行目末まで
6	○教人職第 ○○号 教 員に対する 処分について (通知)	本件非 開示情 報8	<ul style="list-style-type: none"> ・起案用紙「宛先」欄1文字目から3文字目まで ・起案用紙「件名」欄1行目17文字目から1行目末まで ・起案用紙「決定文」欄1行目16文字目から18文字目まで ・通知文「宛先」1文字目から3文字目まで ・発令通知書「(所属)」欄1文字目から14文字目まで ・処分説明書「所属」欄全て ・処分説明書「処分の理由」欄2行目22文字目から29文字目まで、3行目34文字目から39文字目まで
8	○教人職第 ○○号教職 員等に対す る懲戒処分 等の審査に ついて(諮 問)外3件	本件非 開示情 報12	「処分・措置対象者」欄のうち、本件処分等に関する所属名、管理監督者の職名及び氏名
9	令和○年第 ○回東京都 教育委員会 定例会議事 録	本件非 開示情 報14	<ul style="list-style-type: none"> ・21頁23行目15文字目から22文字目まで ・22頁1行目37文字目から1行目末まで ・23頁8行目6文字目から10行目19文字目まで ・23頁10行目24文字目から10行目末まで ・24頁1行目23文字目から25文字目まで